

資 料

ギリシャ民法典邦訳（４）

カライスコス・アントニオス

第34章 債務約束および債務承認

（意義および効力）

第873条 債務の約束または承認をして、債務の原因とは無関係に債務を生ぜしめる契約は、約束または承認をする旨の意思表示が書面によるものであるときに限り、有効とする。書面による債務の約束または承認の意思表示は、債務の原因を示さないものであるときは、本条の趣旨

に基づいてなされたものとみなす。

第874条 約束または承認が途中勘定の残額に関するものであるときは、前条の書面を要しない。

第875条 約束または承認について法律が特別の方式を要する場合において、当該方式によらなかったときは、当該約束または承認は、無効とする。

第35章 指 図

（意義）

第876条 指図により、指図人から書面を受け取った者（指図受取人）は、自己の名において被指図人から金銭その他の代替物を取り立てる権限を取得し、被指図人は、指図人の計算において当該金銭その他の代替物を指図受取人に給付する権限を取得する。

（被指図人による引受）

第877条 被指図人は、指図受取人に対する指図を承認したときは、指図受取人に対して給付を履行する義務を負う。この場合においては、被指図人は、指図人

との関係または指図人と指図受取人との関係に基づく抗弁をもって指図受取人に対抗することができない。

引受は、指図証書上に記載することによってこれを行う。

第878条 被指図人は、指図証書の交付を受けた後でなければ、給付を履行する義務を負わない。

第879条 引受に基づく被指図人に対する指図受取人の請求権は、3年を経過したときは、消滅する。

（被指図人は引受の義務を負わない）

第880条 被指図人は、指図人の債務者

であることのみを事由に、指図を引き受け、または指図証書上の給付を履行する義務を負わない。

(債務を弁済するための指図)

第881条 指図人に対する被指図人の債務または指図受取人に対する指図人の債務の弁済を目的として指図をした場合において、別段の意思表示がないときは、当該弁済は、被指図人が指図受取人に対して給付を履行した時にその効力を生ずる。

(指図受取人の義務)

第882条 指図受取人は、指図を利用する意図がないときもしくは利用することできないとき、または被指図人が指図の引受をすることもしくは給付を履行することを拒んだときは、直ちに指図人にそのことを通知しなければならない。

(指図の撤回)

第883条 指図人は、被指図人が指図受取人に対して指図を引き受けず、または給付を履行しなかったときに限り、指図を撤回する権利を有する。

指図人が破産手続開始の決定を受けたときは、まだ引受をしていない指図は、これを撤回したものとする。

(死亡または行為無能力)

第884条 指図は、指図人、被指図人または指図受取人が死亡し、または後に行為無能力者になったときであっても、その効力を妨げられない。

(指図の譲渡)

第885条 指図受取人は、契約をもって他人に指図を譲り渡す権利を有する。

指図人は、前項の譲渡を禁ずることができる。ただし、当該禁止は、指図証書上にその記載をし、または指図の引受もしくは弁済より前に被指図人にその通知をしたときに限り、被指図人に対してその効力を有する。

第886条 前条の譲渡についての意思表示は、書面によらなければならない。指図証書上に当該意思表示を記載することでも足りる。いかなる場合においても、指図証書は、譲受人にこれを引き渡さなければならない。

第887条 被指図人が譲受人に対して指図を引き受けたときは、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができない。

指図の譲渡に関するその他の事項については、債権譲渡の規定を準用する。

第36章 無記名債権証券

(意義)

第888条 持参人に対してある給付を履行する旨の約束を含む書面（無記名債権証券）に署名をした者は、持参人に対して給付を履行する義務を負う。ただし、持参人が証券を処分する権利を有しないときは、この限りでない。

(権利のない持参人に対する弁済)

第889条 証券を処分する権利を有しない者に対して弁済をしたときは、債務者

は、その債務を免れる。ただし、信義誠実の原則または取引慣行に反して支払をしたときは、この限りでない。

(債務者の意思に反する証券の流通)

第890条 債務者は、盗難によって証券を奪われ、証券を遺失し、またはその他の方法によって自己の意思に反して証券が流通したときであっても、証券に基づく義務を負う。

(特別法による流通)

第891条 ギリシャにおいて発行され、かつ、ある金額を支払う旨の約束を含む無記名債権証券は、法律が特別に認めるときに限り、流通することができる。本条に違反して流通した証券は、無効とする。本条に違反して流通した証券に署名をした者は、証券の発行によって持参人が受けた損害を賠償しなければならない。

（持参人に対する抗弁）

第892条 債務者は、証券が無効である旨の抗弁、証券上の記載に基づく抗弁または債務者が持参人との人的関係に基づいて主張することができる抗弁のみをもって持参人に対抗することができる。

（証券の引渡があったときに限り弁済）

第893条 債務者は、証券の引渡を受けたときに限り、給付を履行する義務を負う。証券の引渡しがあったときは、債務者は、持参人が証券を処分する権利を有しなかった場合であっても、当然に証券の所有権を取得する。

（証券の損傷）

第894条 証券が損傷または変造により流通に適しないものとなった場合において、その本質的な内容および記載事項をまだ読み取ることができるときは、証券の持参人は、損傷した証券を債務者に引き渡し、新たな証券の発行をすることを請求する権利を有する。この場合における費用は、持参人がこれを支払う。

（証券の盗難、遺失など）

第895条 無記名債権証券の盗難、遺失または滅失があった場合において、証券に反対の定めがないときは、従前の持参人は、法律が定める手続きに従って、証券が無効である旨を宣告し、または債務者が証券を持参した者に弁済をすることを禁ずるよう、裁判所に請求することが

できる。本条は、利札、配当証券および一覧払証券については適用しない。

第896条 前条に従って証券が無効である旨の宣告を請求した者は、証券に基づく請求権を行使する権利および新たな証券を発行することを債務者に請求する権利を有する。この場合における費用は、新たな証券の発行を請求する者が支払わなければならない。

（利札）

第897条 無記名債権証券の利札は、利札に別段の定めがないときは、主たる債権が消滅し、または利息を支払う義務の免除もしくは変更があった場合であっても、その効力を有する。

主たる証券を弁済した時に利札の返還を受けなかった場合には、債務者は、消滅時効が満了するまで、当該利札に記載した金額を留置する権利を有する。

第898条 利札または配当証券の盗難、遺失または滅失があった場合には、従前の持参人は、利札または配当証券の弁済期が到来する前に債務者に当該盗難、遺失または滅失の通知をし、かつ、他人が利札もしくは配当証券を持参してその弁済を求め、または関連する訴えを提起しなかったときに限り、債務者にその弁済を請求する権利を有する。

前項の請求権は、利札または配当証券に反対の条項を記載することにより排斥することができる。

第899条 無記名債権証券について新たな利札または配当証券を発行したときは、当該利札または配当証券は、更新に係る特別の証券を持参した者にこれを引き渡す。無記名債権証券の持参人が引渡しを拒絶したときは、当該持参人に引渡しをする。

前項の規定は、更新に係る証券に別段

の定めがあるときは、適用しない。
(無記名債権証券の、記名債権証券への変更)

第900条 無記名債権証券の、特定の債

権者のための記名債権証券への変更は、
債務者のみが行うことができる。債務者
は、本条の変更をする義務を負わない。

第37章 物の呈示

(いかなる場合に認められるのか)

第901条 物に関してその所持人に対する請求権を有する者は、請求権を行使するために物の呈示が必要であるときは、所持人に対し、物を呈示することを請求する権利を有する。

第902条 他人が所持する書面の内容を知る法律上の利益を有する者は、書面が呈示を請求する者の利益のために作成したものであるとき、当該者にも関する法律関係を証明するものであるときまたはそのような法律関係について当該者が直接もしくは当該者の利益において第三者がした交渉に関するものであるときは、書面の呈示または書面の複写の引渡しを

請求する権利を有する。

(呈示の方法)

第903条 物または書面の呈示は、呈示の請求があった時に物または書面が存在する場所においてしなければならない。ただし、重大な事由により一方が他の場所で呈示をすることを請求したときは、この限りでない。

呈示に関する危険および費用は、呈示を請求した者がこれを負担する。

呈示を請求した者が費用の前払をせず、かつ、発生しうる損害について担保を提供しなかったときは、所持人は呈示を拒むことができる。

第38章 不当利得

(意義)

第904条 法律上の原因なく他人の財産によってまたは他人の損失において利益を受けた者は、当該利益を返還する義務を負う。当該義務は、とりわけ存在しない債務についての給付、実現しなかった将来の原因に関する給付、終了した原因に関する給付または違法な原因もしくは風俗に反する原因のための給付をしたときに生ずる。

債務が存在することまたは存在しないことを契約により承認したときは、給付をしたものとみなす。

(存在しない債務についての給付の返還

請求)

第905条 存在しない債務について給付をした場合において、給付をした者が債務の存在しないことを知っていたことを受益者が証明したときは、給付をした者は、その返還を請求することができない。

弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない。また、給付をした時以後の果実の返還を請求することもできない。

第906条 存在しない債務について給付をした場合において、給付が特別の徳義

上の義務または礼儀上の原因によるものであるときは、給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。

（風俗に反する原因のための給付）

第907条 風俗に反する原因のために給付をした者は、風俗に反する原因が当該者についても存在するときは、その給付したものの返還を請求することができない。

前項の規定は、給付が義務の約束であるときは、適用しない。ただし、約束をした者は、当該約束を履行するために給付したものの返還を請求することができない。

（受益者の責任の範囲）

第908条 受益者は、受領した物またはその代価として受けたものを返還しなければならない。また、収取した果実その他その物から得たものも返還しなければならない。

第909条 前条の返還の義務は、受益者に訴えを送達した時にその利益が存しないときは、消滅する。

第910条 受益者は、訴えの送達を受け

た時から、第346条および第348条の規定に従って責任を負う。

第911条 受益者は、次の各号に掲げる場合には、訴えの送達を受けたときと同様の責任を負う。①存在しない債務について給付をした場合において、債務が存在しないことを知っていたときまたは後に知るに至ったとき。②違法な原因または風俗に反する原因のために給付をしたとき。

第912条 実現しなかった将来の原因または終了した原因に関する給付の場合には、受益者は、給付をした者がその給付したものの返還を請求するであろうことを予見することができた時から、訴えの送達を受けたときと同様の責任を負う。

受益者は、将来の原因が実現せず、または原因が終了したことを知った時から、果実を返還する義務を負う。

第913条 受益者が得たものを第三者に無償で譲り渡したために、それを返還する義務を負わないときは、受益者に給付をした者は、第三者に対してその給付したものの返還を請求することができる。

第39章 不法行為

（意義）

第914条 その責めに帰すべき事由により違法に他人に損害を加えた者は、当該他人に生じた損害を賠償する責任を負う。

（責任を負わない場合）

第915条 その行為をわきまえることができない状態またはその判断能力および意思を決定的に制限する精神障害もしくは知的障害にある状態で他人に損害を加えた者は、責任を負わない。

損害を加えるに際して、酒類その他類似の手段により自己を前項の状態に導いた者は、その責めに帰することができない事由によって当該状態に陥ったときを除き、損害を賠償する責任を負う。

第916条 10歳未満の者は、自己の加えた損害について責任を負わない。

第917条 10歳以上14歳未満の者は、自己の加えた損害について責任を負う。ただし、分別なく行為をしたときは、この限りでない。

第918条 損害を加えた者が第915条から第917条までの規定に従って責任を負わない場合において、損害を他の方法により補填することができないときは、裁判所は、当事者の状況を顧慮した上で、相当な賠償をすべき旨を命ずることができる。

(善良の風俗の侵害)

第919条 故意によって、善良の風俗に反する方法で他人に損害を加えた者は、当該他人に生じた損害を賠償する責任を負う。

(虚偽の事実の流布)

第920条 悪意でまたは過失によって、他人の信用、職業または将来に不利益を与える虚偽の事実を主張し、または流布した者は、当該他人に生じた損害を賠償する責任を負う。

第921条 (法1329／1983第7条によって削除)

(使用者の責任)

第922条 主人またはある事業のために他人を使用する者は、使用人または被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(他人を監督する者の責任)

第923条 未成年者または行為能力を剥奪もしくは制限された者の監督をする者は、これらの者が違法に第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督について相当の注意をしたことまたは相当の注意をしても損害が生ずべきであったことを証明したときは、この限りでない。

契約によって監督をする者も、前項の責任を負う。

(動物の占有者などの責任)

第924条 動物の占有者は、動物が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

占有者がその職業、家屋の警備または扶養のために使用する動物が損害を加えた場合において、動物の管理および監督について自己の責めに帰すべき事由がないことを証明したときは、占有者は、責任を負わない。

(建物その他の土地の工作物の倒壊)

第925条 建物その他の土地に接着した工作物の所有者または占有者は、その全部または一部が倒壊したことによって第三者が受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、倒壊がその瑕疵ある構造または不完全な管理によるものでないときは、この限りでない。

(数人による損害)

第926条 数人が共同の行為によって損害を加え、または同じ損害について数人が同時に責任を負うときは、各自が連帯して債権を負う。数人が同時にまたは逐次に行為をした場合において、いずれの者が損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

(共同行為者間の求償権)

第927条 前条に従って損害の全部を賠償した者は、他の者に対し、求償権を有する。各自の負担部分は、その責めに帰すべき事由の度合いに応じて裁判所がこれを定める。当該度合いを定めることができないときは、各自が等しい割合で損害の賠償を負担する。

(死亡させた場合)

第928条 他人を死亡させたときは、賠償義務者は、法律によって入院費および埋葬費を負担する義務を負う者に、それを支払わなければならない。また、法律によって被害者に対して扶養または労務の提供を請求する権利を有する者の損害を賠償する責任も負う。

(身体または健康を侵害した場合)

第929条 他人の身体または健康を侵害したときは、損害の賠償は、入院費および既に生じた損害に加え、被害者が将来受けるであろう損失または費用が増加したために支出するであろうものも含む。この場合において、法律によって被害者に対して労務の提供を請求する権利を有する第三者が当該労務を受けることができないときは、賠償義務者は、その損害を賠償する義務を負う。

第930条 前2条の将来についての損害賠償は、月毎に金銭をもってこれを支払う。重大な事由があるときは、裁判所は、一括払いによる損害賠償を命ずることができる。

裁判所は、状況によって担保を提供すべき旨を賠償義務者に命ずることができる。

損害賠償の請求権の行使は、第三者が被害者の損害を賠償し、または扶養する義務を負うことによって妨げられない。

第931条 被害者の身体に不自由または変形が生じた場合において、それが被害者の将来に影響を及ぼすものであるときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たって特にそれを顧慮する。
(精神的苦痛の賠償)

第932条 不法行為があったときは、裁判所は、財産的損害の賠償を命ずるか否かを問わず、その判断で精神的苦痛、とりわけ健康、名誉もしくは純潔の侵害または自由の剥奪に対して、金銭をもって相当の賠償をすべき旨を命ずることができる。加害者が他人を死亡させたときは、裁判所は、被害者の家族の精神的苦痛に対して金銭をもって賠償すべき旨を命ずることができる。

第933条 前条の請求権は、これを譲り渡し、または相続することができない。

ただし、契約によって当該請求権を認め、または当該請求権について訴えを提起したときは、この限りでない。

(違法に物を奪った場合)

第934条 違法に奪った物を返還する義務を負う者は、物を奪った時から遅滞の責任を負う。

第935条 物を奪ったことについて損害を賠償する責任を負う者は、当該物に対してした支出については、物の返還請求権の規定に従って請求権を有する。

(物を奪い、または損壊した場合の損害賠償)

第936条 物を奪い、または損壊したことについて損害賠償の責任を負う者は、物を奪い、または損壊した時に当該物を占有していた者に損害賠償を支払うことによって、その責任を免れる。ただし、当該物について第三者が所有権その他の権利を有することを知り、または過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(時効)

第937条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害および加害者を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

不法行為が刑事上罰せられる行為でもある場合において、刑事法によってより長い時効期間の適用を受けるときは、損害賠償請求権についても当該時効期間を適用する。

(受取物についての責任)

第938条 不法行為による損害の賠償をする責任を負う者は、受け取ったものを不当利得の規定に従って返還する義務を負う。損害の賠償をする責任を負う者は、不法行為による請求権が時効によ

で消滅したときであっても、この義務を 免れない。

第40章 詐害行為取消権

(取消の要件)

第939条 債権者は、債務者の残りの財産が債権者を満足させるのに足りないときに限り、本章の規定に従って、債権者を害する債務者のすべての処分行為の取消を請求する権利を有する。

(処分行為)

第940条 債務者が相続または遺贈を放棄したことは、処分行為とならない。

弁済期にある債務を弁済したことは、処分行為とならない。代物弁済は、処分行為となる。

(第三者の悪意)

第941条 処分行為は、当該行為の相手方である者（第三者）が、債務者の処分行為が債権者を害することを知っていたときに限り、それを取り消すことができる。

処分行為をした時に、債務者の配偶者、直系親族または傍系の第3親等内の血族もしくは第2親等内の姻族である者は、前項の事情を知っていたものと推定する。ただし、処分をした時から1年を経過した後には訴えを提起したときは、この限りでない。

第942条 債務者が無償で処分をしたときは、前条の第三者の悪意を要しない。
(取消の効果)

第943条 処分行為を取り消したときは、

第三者は、状況を原状に復させる義務を負う。取消しは、処分行為の取消しを請求した債権者の利益のためにのみその効力を生ずる。

債務者が無償で処分をしたときは、善意の第三者は、不当利得の規定に従ってのみ責任を負う。

(第三者の特定承継人)

第944条 債権者は、第三者の特定承継人が取得時に債務者の善意を知っていたときに限り、当該特定承継人に対しても詐害行為取消しの訴えを提起することができる。特定承継人が第三者から譲り受けた時に第三者と第941条第2項の関係にあり、かつ、債務者が処分をした時から1年を経過する前に訴えを提起したときは、当該特定承継人は、悪意であったものと推定する。

第945条 債権者は、第三者に対して有する詐害行為取消しの訴えを、その無償の特定承継人に対して提起することができる。この場合においては、前条に規定する特定承継人の悪意を要しない。第943条第2項の規定は、この場合においても適用する。

(消滅時効)

第946条 詐害行為取消しの訴えは、処分をした時から5年を経過した時に消滅する。

第3編 物件法

第1章 物およびそれに対する権利

（意義）

第947条 この法律において、物とは有体物のことのみをいう。

自然の力およびエネルギー、とりわけ電力および熱も、一定の空間に制限され、かつ、支配に服するときは、物とみなす。

（動産および不動産）

第948条 土地およびその構成部分は、不動産とする。不動産でないものは、動産とする。

第949条 法または法律行為において、ある者の不動産および動産を全体として区別するときは、不動産は不動産の用益権および不動産に対する地役権も含み、動産は全ての請求権を含む。

（代替物）

第950条 代替物とは、取引において通常は数、単位または重量で指定する物をいう。

（消費物）

第951条 消費物とは、消費を用法とする動産をいう。

第952条 処分を用法とする動産も、代替物とする。とりわけ貨幣、銀行手形、期限の到来した利札、配当証書およびその性質上は代替できるものでないが、商店または物の集団の一部をなし、かつ、個別に処分することを目的とする動産は、処分を用法とするものとする。

（構成部分）

第953条 構成部分自体またはその主物

を害し、またはその本質および用法を変更することなく当該主物から分離することのできない構成部分は、独立して所有権その他の物件の対象とすることができない。

第954条 とりわけ次の各号に掲げる物は、前条に規定する不動産の構成部分とする。①土地に固定して定着させた物、とりわけ建物。②土地と連続する不動産の産物。③地下水および泉。④まいた後の種および植え付けた後の樹木。工作物を建てるために使用し、またはそれに定着させた動産は、全てその構成部分とする。

第955条 一時目的のために土地に定着させた物は、不動産の構成部分とならない。他人の土地に対して物権を有する者が、その権利を行使するために当該土地に建てた建物についても、同様とする。

一時目的のために建物に定着させた動産は、建物の構成部分とならない。

（従物）

第956条 従物とは、主物の構成部分ではないものの、継続的にその経済的目的に供し、かつ、この目的に相当する場所の関係にある物をいう。

第957条 取引において従物とみなさない物は、従物とならない。

従物は、一時的に主物から分離したときであっても、従物たる性質を失わない。

第958条 主物についての物権的法律行

為は、疑いがあるときは、従物も含む。

第959条 継続的に工業会社の目的に供するために建てた建物の場合において、その他の要件が満たされるときは、当該工業会社の目的に供した機械、器具および道具は、当該建物の従物とみなす。

第960条 農業用の不動産の場合において、その他の要件が満たされるときは、その経済目的に供した器具、道具および家畜ならびに次期の収穫まで栽培を継続するために必要な農産物および不動産にある肥料は、当該農業用の不動産の従物とみなす。

(果実)

第961条 物の果実とは、物の産物および物の用法に従って物から得るものをいう。

権利の果実とは、権利の用法に従って得る収益をいう。

ある法律関係に基づいて物または権利から得る収益も、果実とする(法定果実)。

(利益)

第962条 利益とは、物または権利の果実に限らず、物または権利を使用することによって得る全ての利得をいう。

第963条 一定の時期までまたは一定の時期から物または権利の天然果実を収取する権利を有する者は、別段の定めがないときは、当該権利が存続する期間に分離した天然果実のみを収取することができる。法定果実、とりわけ賃料、利子、配当金その他定期的に反復する利得の場合において、別段の定めがないときは、権利者は、その権利が存続する期間に相当する部分を収取することができる。

第964条 法律によって果実を引き渡す義務を負う者は、果実を生産するために必要となった費用が果実の価値を超えな

いときに限り、当該費用の償還を請求することができる。

(物の負担)

第965条 一定の時期までまたは一定の時期から物の負担を支払う義務を負う者は、当該負担が定期的に支払うべきものである場合において、別段の定めがないときは、その義務が存続する期間に相当して当該負担を支払う義務を負う。定期的に支払うべきものでない負担については、その義務が存続する間に弁済期の到来したものについてのみ責任を負う。

(取引の対象とならない物)

第966条 公用物、公共物および国家、市、町村または宗教の目的に供した物は、取引の対象とならない。

(公共物)

第967条 とりわけ自由かつ継続的に流れる水、道路、広場、海岸、港、堤防、航行可能な河川の岸、湖およびその岸は、公共物とする。

(公共物に対する所有権)

第968条 公共物は、市もしくは町村に帰属せず、または法に別段の定めがないときは、国家に帰属する。

第969条 公共の水を使用する複数の権利が衝突するときは、当該権利は、次の各号に掲げる順番に従って優先する。①公益にとって最も重要な使用。②社会経済を最も向上させる使用。③最も古くから存在する使用。④特定の場所と結びつきのある企業のための使用。⑤沿岸者の利益になる使用。

第970条 当局は、公共の使用を支え、または妨害しないときに限り、法律の定めに従って公共物に対する特別の私権を付与することができる。

第971条 取引の対象とならない物は、公共の使用または国家、市、町村もしくは

は宗教の目的に供しなくなった時から、取引の対象とならない物としての性質を失う。

（無主物、相続人のいない遺産）

第972条 無主物および相続人なくして

死亡した者の財産は、国庫に帰属する。

（物権）

第973条 物に対する直接的かつ対世的支配を付与する権利（物権）は、所有権、役権、質権および抵当権である。

第2章 占有権

（占有および所持の意義）

第974条 物に対する自然的支配（所持）を取得した者は、所有の意思をもって当該所持を行使するときは、占有者となる。

（権利の占有または準占有）

第975条 質権および役権に対する占有とは、所有の意思をもって当該権利を行使することをいう。

（占有権の取得）

第976条 他人の占有する物に対しては、当該他人の意思に基づいて引渡しを受けることによって占有権を取得する。占有権を取得する者が物に対する支配を行使することができるときは、当該者は、従前の占有者との合意のみによって占有権を取得することができる。

第977条 占有権を取得する者と従前の占有者との間で、後者または第三者が特定の法律関係に基づいて物を所持し続ける旨を合意したときも、占有権を取得する者に対して引渡しがあったものとする。この場合においては、物の占有権は、占有権が移転した旨を従前の占有者が第三者に対して通知した時から、占有権を取得する者に移転する。

第978条 商品および倉庫に貯蔵し、または輸送人が引き受け、かつ、受託証書または積荷証券を発行した動産については、占有権の移転は、受託証書または積荷証券の引渡しによってこれを行う。

（他人を通じての取得）

第979条 本人を占有者とする目的で代理人が物に対する自然的支配を取得したときは、本人は、代理人を通じて占有権を取得する。

（他人を通じての行使）

第980条 占有権は、直接または他人を通じて行使することができる。

他人の名において所持を始めた者は、所持を継続する間は、他人の名において所持をするものと推定する。

（占有権の喪失）

第981条 占有権は、物に対する自然的支配がなくなり、または占有者が占有権を放棄する旨の意思を表示したときは、これを喪失する。支配を行使することに対する妨害は、その性質上一時的なものであるときは、占有権の喪失をもたらない。

第982条 不動産の占有者の代理人が占有権を自己のものにしようとしたときは、本人は、事情を知った時から占有権を喪失する。

第983条 占有は、占有者の相続人がこれを承継する。

（占有権の侵害）

第984条 不法であり、かつ、占有者の意思に反する妨害または侵奪は、占有を侵害するものとなる。

前項の侵奪によって得た占有は、不法なものとする。占有のこの瑕疵は、占有

者の相続人に対しても対抗することができる。従前の占有者の占有の瑕疵は、その特定承継人がこれを知っていたときに限り、当該特定承継人に対して対抗することができる。

第985条 占有者は、その占有が妨害され、または侵奪されるおそれがあるときは、実力をもってそれに対抗することができる。

動産を不法に奪われた占有者は、犯人を現行犯として逮捕し、または追跡した犯人から実力をもってそれを取り返す権利を有する。

不動産を不法に奪われた占有者は、奪われた直後に実力をもってそれを取り返す権利を有する。

占有を侵害された占有者は、占有の瑕疵をもって対抗することができる承継人に対しても前3項の権利を有する。

第986条 占有者のために物に対する支配を行使する者も、占有者と住居のまたは使用的依存の關係にあり、かつ、物に関して占有者の指示に従う義務を負うときは、占有者に代えて、前条の権利を有する。

(侵奪の場合の保護)

第987条 不法に占有を奪われた占有者は、不法に占有をする者に対して、占有の返還を請求する権利を有する。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第988条 占有を奪われた者が占有を侵害された時から1年前の間に現在の占有者またはその譲渡人から不法に占有を奪ったものであるときは、占有回復の訴えは、これを却下する。

(妨害の場合の保護)

第989条 不法に占有を妨害された占有者は、妨害を停止することおよび将来そ

れを繰り返さないことを請求する権利を有する。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第990条 占有を妨害された者が占有を侵害された時から1年前の間に占有を妨害した者またはその譲渡人から不法に占有を奪ったものであるときは、占有保護の訴えは、これを却下する。

第991条 占有を妨害または侵奪したとして被告となった者は、物に対する支配を自己に付与する権利を主張することができない。ただし、当該権利が当該者と原告との間の訴訟において確定的に認容されたものであるときは、この限りでない。

(消滅時効)

第992条 占有の侵奪または妨害による請求権は、当該侵奪または妨害があった時から1年を経過した時に消滅する。

(物の一部の占有者)

第993条 占有の侵害による権利は、物の一部、とりわけ独立したマンションその他の空間を占有する者もこれを有する。

(複数の者による占有)

第994条 複数の者が同じ物を占有するときは、占有の侵害による第三者に対する権利は、各占有者がこれを有する。占有者間の關係において、各占有者に許される物の使用の範囲に関する争いについては、占有者は、占有の訴えを有しない。

(他人の不動産に附合した物)

第995条 動産がその占有者の支配から離れ、他人の不動産に附合したときは、不動産の占有者は、動産の占有者がそれを検索し、かつ、取り返すことを許す義務を負う。ただし、検索によって受けた

損害の賠償を請求する権利を有する。

（準占有の保護）

第996条 質権または役権の占有者は、占有を不法に妨害され、または奪われたときは、占有の訴えを提起することができる。

（所持人の保護）

第997条 物または権利の占有を不法に妨害され、または奪われたときは、賃借

人、受託者その他類似する関係に基づいて物または権利の所持を取得した者も、第三者に対して占有の訴えを提起することができる。

（所持人に対する保護）

第998条 占有者は、法の要件を満たすときは、前条の關係に基づいて所持をする者に対して占有の訴えを提起することができる。

第3章 所有権およびその内容

（所有権の目的物）

第999条 所有権の目的物となるのは、物および法によって物とみなされるもののみである。

（所有権の内容）

第1000条 物の所有者は、法に違反し、または第三者の権利と衝突しない限りにおいて、物を自由に処分し、物に対する他人の一切の行為を排除する権利を有する。

第1001条 不動産に対する所有権は、法に別段の定めがないときは、土地の上空および地下にも及ぶ。ただし、ある行為を行う高さまたは深さが、所有者の一切の利益に影響を及ぼさないものであるときは、所有者は、当該行為を禁止することができない。

（階の所有）

第1002条 建物の階または階の一室に対する独立した所有権は、不動産全体を所有する者の法律行為によってのみ設立することができる。地下室および屋根裏の部屋も、階とみなす。

（所有権の制限、排出）

第1003条 不動産の所有者は、他の不動産からの煙、すす、排気、熱、音、振動その他類似する作用が、自己の不動産の

使用に重大な妨害をもたらさず、または作用を発生させる土地が存在する地区の不動産に関する通常の使用によるものであるときは、それを受忍する義務を負う。

（有害な設備）

第1004条 不動産の所有者は、隣接する不動産における設備の存在または使用が自己の不動産に不法な作用を及ぼすであろうことが確実に予見できるときは、当該隣接する不動産における設備の建設または保存を禁止する権利を有する。

第1005条 前条における設備が、法が定める当局の許可に基づくものであり、または法が定める特別の条件を満たしたものである場合には、不動産の所有者は、当該設備による有害な作用が現実には不動産に及んだときに限り、当該設備の排除を請求することができる。

（建物の崩壊の危険）

第1006条 建物の全部または一部が崩壊する危険があり、かつ、当該崩壊によって隣接する不動産が損害を受けるおそれがあるときは、当該隣接する不動産の所有者は、不法行為の規定に基づいて損害の賠償をする責任を負うであろう者に対して、当該危険を予防するために必要な

措置を講ずることを請求する権利を有する。

(相隣者の土台近くでの掘削)

第1007条 隣接する不動産の土地が必要とする支えを失うような深さまで不動産を掘削することを禁止する。ただし、他の方法によって土地を十分に支えるよう措置を講じたときは、この限りでない。

(隣接する不動産の根または枝)

第1008条 不動産の所有者は、隣接する不動産の木の根が自己の土地の境界線を越えるときは、それを切り取り、保持することができる。隣接する不動産の木の枝が自己の土地の境界線を越える場合において、当該隣接する不動産の占有者に対して当該枝を切除するための期間を事前に定めたときも、同様とする。

根または枝が不動産の使用を妨げないときは、不動産の所有者は、前項の権利を有しない。

(隣接する土地に落ちた果実)

第1009条 ある木から、隣接する不動産に落ちた果実は、当該果実が落ちた不動産の果実とみなす。ただし、隣接する不動産が公共物であるときは、この限りでない。

(隣接する不動産に一部を建築した場合)

第1010条 不動産の所有者が、当該不動産に建物を建築する際に、善意で当該建物を隣接する土地の一部に至らせ、かつ、当該建物の大部分が完了する前に当該隣接する土地の所有者が異義を述べなかったときは、裁判所は、その判断で、当該建物が至った当該隣接する土地の部分の所有権を建築された建物の所有者に移転することができる。この場合における所有権の移転は、建物が土地に至った時期における土地の価格の支払およびその他の全ての損害、とりわけ残存する部

分の価格の下落による損害の賠償を対価とする。

第1011条 前条の規定は、建物が隣接する土地に至り、所有権が移転したことによって、当該隣接する土地に物権を有する他人が損害を受けたときも、準用する。

(通行をさせる義務)

第1012条 不動産から道路に至ることができないときは、その所有者は、相当の賠償を対価として通行をさせることを隣人に請求する権利を有する。

第1013条 通行の方向および通行権の範囲ならびに支払うべき賠償金の額は、裁判所の判決でこれを定める。

第1014条 不動産が公道に至らなくなったのが当該不動産の所有者の任意の作為または不作為によるものであるときは、隣人は、通行をさせる義務を負わない。

第1015条 不動産の一部を処分したために、処分の対象となった部分または残存する部分が公道に至らなくなったときは、従前公道に至るために使用していた部分の所有者は、通行をさせる義務を負う。同一の所有者に帰属する複数の不動産の一つを処分したときも、同様とする。

第1016条 地役権の保護に関する規定は、通行権を妨害または侵害された者の保護について準用する。

第1017条 新たな通行路を開設したことその他の原因で、従前の通行路が必要でなくなったときは、当該従前の通行路が存在する不動産の所有者は、受け取った損害賠償金を返還して当該従前の通行路の廃止を請求することができる。

(修繕の受忍義務)

第1018条 建物の修繕または改築の場合において、労働者が隣接する不動産に立

ち入って移動する必要または当該隣接する不動産に一時的に施設もしくは建築材料を設置する必要があるときは、当該隣接する不動産の所有者は、その使用について重大な妨害を受けない場合には、損害の賠償または担保の提供を受けてこれらの行為を受忍する義務を負う。

（隣接する土地の境界標）

第1019条 不動産の所有者は、隣接する不動産の所有者に、共同の費用で固定した境界標を設置し、または移動もしくは損耗した境界標を修復することを請求することができる。

（境界線の確定）

第1020条 境界線が不明確であるときは、裁判所がこれを確定する。境界線を確認することが不可能であるときは、占有の現状に従ってこれを確定する。占有の現状を確認することも不可能であるときは、疑いのある面積は、各不動産に等しい割合でこれを配分する。

（隣接する不動産の障壁）

第1021条 2つの不動産が路地その他の土地の部分または塀、壁、堀その他双方の不動産に供した工作物によって隔たれているときは、隣接する不動産の所有者は、これらの障壁を共同して使用する権利を有するものと推定する。ただし、これらの障壁の外状または地元の慣習によって、一方の所有者が単独で使用する権利を有するとの結論が得られるときは、この限りでない。

第1022条 前条の場合において、相隣者が共同して障壁を使用するときは、各相隣者は、他方の相隣者による使用を妨げることなく、当該障壁をその用法に従って使用する義務を負う。保存に必要な費用は、相隣者が等しい割合でこれを負担する。相隣者の1人が障壁を保存するこ

とに利益を有するときは、当該相隣者の承諾なくして当該障壁を廃止し、または変更することができない。相隣者間の関係のその他の事項については、共同関係の規定を準用する。

（境界線上にある木）

第1023条 境界線上にある木は、相隣者がこれを共有する。

前項の木が境界標でないときは、各相隣者がその切除を請求することができる。

（水流による義務）

第1024条 より低い位置にある農地は、より高い位置にある農地から自然に、人工的な工事なくして流れる水流を受け入れなければならない。より低い位置にある農地またはより高い位置にある農地の所有者は、自然の水流を妨げ、または変更する工作物を設けてはならない。

第1025条 不動産の所有者は、当該不動産に存在する、水流の勢いを遮るための工作物の修繕または修復を、損害を受けない限りにおいて受忍する義務を負う。この場合においては、費用は、利益を得る者が、その利益を受ける割合に応じて分担する。

（屋根の雨水）

第1026条 建物の所有者は、屋根の雨水が隣人の土地に注がないようその屋根を設けなければならない。

（村が使用する水）

第1027条 不動産の所有者は、当該不動産にある泉の水を使用し、またはそれに井戸を設けることにより、村民がその需要のために既に使用している水を絶ち、または大きく減らすことができない。

（井戸または泉を有する者の義務）

第1028条 井戸または泉が存在する不動産の所有者は、隣接する不動産の所有者

が他の場所から水を調達するために過度の費用が必要であるときに限り、自己の不足を生じない限度において、賠償金の支払いを受けて隣接する土地の所有者にその家庭の需要に必要な水を供給する義務を負う。

(他人の農地の通水)

第1029条 不動産の所有者は、泉、井戸または河の水に対して権利を有するときは、賠償金を支払って、他人の農地に当該水を通過させる権利を有する。この場合における通水は、最も有益であり、かつ、他人の農地にとって最も負担の少ない方法でこれを行う。

第1030条 前条に従って他人の不動産に水を通過させた者は、通過をさせたことによって隣接する不動産の所有者がその権利を行使することができなくなるという、必要な全ての工作物を設ける義務を負う。

(他人の不動産を通過する配管)

第1031条 不動産の所有者は、自己の利益も考慮して、相当の賠償金の支払を受けて、他の不動産に供する水もしくはガスの配管または電気の配線が自己の不動産を通過することを許す義務を負う。この場合における設置は、最も有益であり、かつ、通過の対象となる不動産にとって最も負担の少ない方法で行う。当該不動産の所有者は、通過をさせる権利を有する者の費用で、設けた設備を不動産の他の場所に移動させることを請求することができる。

(制限の消滅時効)

第1032条 第1004条から第1007条まで、第1012条、第1015条、第1018条、第1019条、第1020条、第1023条第2項、第1029条および第1031条の規定に基づく請求権は、時効によって消滅しない。

第4章 所有権の取得

(契約による不動産の取得)

第1033条 不動産の所有権を移転するためには、ある合法的な理由のために取得者に所有権を移転させる旨の、所有者と取得者との合意を要する。当該合意は、公正証書により、かつ、その登記をしなければならない。

(契約による動産の取得)

第1034条 動産の所有権を移転させるためには、所有者が取得者に占有を引き渡し、かつ、所有権を移転させる旨を合意しなければならない。

第1035条 第三者が動産を所持するとき、当該動産の所有権を移転させるためには、第三者に対する所有権回復の訴えを譲り渡すことで足りる。

(所有者でない者からの動産の取得)

第1036条 第1034条に基づく動産の処分の場合には、動産の引渡しを受けた者は、処分をした者が動産の所有権を有しないときであっても、所有者となる。ただし、占有の引渡しを受けた者が、当該引渡しを受けた時に悪意であったときは、この限りでない。

前項の規定は、とりわけ物に対して利益権または質権を有する者、賃借人、受託者その他所有者と類似する関係にある者が無権理の処分をしたときも、適用する。

第1037条 前条の場合における取得者は、動産の所有権が処分をする者に帰属しないことを知り、または重大な過失に

よって知らなかったときは、悪意であるものとする。

（盗品または遺失物）

第1038条 動産が盗難または遺失によって所有者の占有を離れたものである場合において、所有者でない者が善意の者に当該動産を譲り渡したときは、当該動産の所有権は、移転しない。

第1039条 金銭または無記名債権証券については、これらが盗難または遺失によって所有者の占有を離れたものである場合であっても、所有者でない者が善意の者にこれらを譲り渡したときは、その所有権は、移転する。公の競売または祭りもしくは市場で処分したその他の動産についても、同様とする。

（移転した動産に対する第三者の権利）

第1040条 動産の所有権が取得者に移転したときは、当該動産に存在する第三者の物権は、消滅する。ただし、取得者が占有の移転を受けた時に第三者の権利が存在することについて悪意であったときは、この限りでない。

（短期の取得時効）

第1041条 善意で、かつ、合法的証書に基づいて、動産を3年または不動産を10年占有した者は、当該物の所有者となる（短期の取得時効）。

（善意の意義）

第1042条 前条の場合においては、占有者は、重大な過失なくして、所有権を取得したものと確信したときは、善意であるものとする。

（架空の証書）

第1043条 占有者が善意であることが正当であるときは、架空の証書で足りるものとする。

不動産の場合において、登記が必要であるときは、架空の証書があるとするた

めには、登記をしたことを要する。

（事後の悪意）

第1044条 善意は、占有を取得した時を基準としてこれを判断する。事後的に悪意になったことは、影響を及ぼさない。

（長期の取得時効）

第1045条 動産または不動産を20年占有した者は、当該物の所有者となる（長期の取得時効）。

（占有の推定）

第1046条 一定の期間の初めおよび終わりに物を占有した者は、その間当該物を継続して占有したものと推定する。

（取得時効の停止）

第1047条 所有権回収の訴えの消滅時効が停止し、または当該消滅時効の満了が法によって妨げられる間は、取得時効は開始せず、既に開始したときは、継続しない。

（取得時効の中断）

第1048条 取得時効は、占有を失ったときは、中断する。占有を失った者が、1年以内に占有を取り戻し、または1年を経過した後に占有を取り戻したが、占有を取り戻すための訴えを1年以内に提起したときは、取得時効は、中断しなかったものとする。

第1049条 取得時効に係る占有をする者または当該者の名において所持をする者に対して所有権回収の訴えを提起したときは、取得時効は、中断する。訴えの提起による消滅時効の中断に関する規定は、この場合について準用する。

第1050条 取得時効が中断したときは、中断があった時まで経過した期間は、これを算入しない。新たな取得時効は、中断が終わった後でなければ、開始しない。

（期間の算入）

第1051条 包括承継または特定承継によって物の占有を取得した者は、譲渡人の取得時効の期間に、自己の取得時効の期間を算入することができる。

第1052条 遺産の占有者のために経過した取得時効の期間は、真の相続人の利益においてこれを算入する。

(第三者に対する取得時効の効力)

第1053条 取得時効によって物の所有権を取得したときは、当該物に存在する第三者の物権は、消滅する。ただし、時効によって取得をした者が、占有を取得した時に第三者の権利について善意でなかったときは、この限りでない。取得時効の期間は、第三者の権利についても満了しなければならない。当該期間の算入については、物の所有権の取得時効についての規定を準用する。

(取得時効の対象とならないもの)

第1054条 取引の対象とならない物は、短期または長期の取得時効の対象とならない。

(例外的に取得時効の対象とならない物)

第1055条 親権もしくは後見に服する者または行為能力を剥奪もしくは制限された者に帰属する物は、これらの状態が継続する間は、短期または長期の取得時効の対象とならない。

(当局の行為などによる添付)

第1056条 裁判所の判決または公の当局による添付に基づく所有権の取得は、法が定めるときにのみ許される。

(不動産への附合による取得)

第1057条 動産が不動産に附合し、その構成部分となったときは、不動産の所有権は、当該動産にも及ぶ。

(動産の附合)

第1058条 所有者の異なる複数の動産が附合し、統一した一つの物の構成部分に

なったときは、従前の所有者は、附合の時に各動産が有した価値を基に定める割合で、当該統一した動産の共有者となる。

動産の内の一つが主たるものであるときは、当該主たる動産の所有者が統一した物全体の所有者となる。

(混和、混合)

第1059条 前条の規定は、動産が混ざり合ったことにより、それを分離することが不可能となり、または過度の費用を要する場合について準用する。

第1060条 混和または混合によって物の所有権が消滅したときは、当該物に存在する第三者の物権も消滅する。

(加工)

第1061条 他人の材料を加工または変形することによって新たな動産を作った者は、当該者の費やした労力が材料の価値を明らかに超えるときに限り、当該新たな動産の所有権を取得する。書くこと、塗ること、スケッチをすること、写真を撮ること、印刷をすること、刻むことその他の方法で表面に作用を及ぼすことは、加工とする。

材料の所有権が消滅するとき、当該材料に存在する第三者の物権も消滅する。

第1062条 新たな物を作った者が善意でなかったときは、裁判所は、その相当な判断で、材料の所有者に所有権を帰属させることができる。

(所有権の消滅による償金)

第1063条 添付、混合、加工または変形によって所有権その他の物権を失った者は、利益を得た者に対して、不当利得の規定に従い償金を請求することができる。この場合においては、不法行為に基いて損害の賠償を請求する権利、費用の

償還を請求する権利または造作物を取去する権利の行使を妨げない。

前項の場合においては、原状の回復を請求することはできない。

（果実の取得）

第1064条 第1065条および第1066条が規定する場合を除き、産物その他の物の構成部分の所有権は、これを分離した後も、当該物の所有者に帰属する。

第1065条 次条の場合を除き、他人の物に対する権利に基づいて当該物の産物その他の構成部分を取得する権利を有する者は、分離によってこれを取得する。

第1066条 善意で物を占有する者は、分離をした時に善意であったときに限り、当該物の果実および果実とみなされるその他の産物の所有権を当該分離によって取得する。物に対する用益権を善意で占有する者についても、同様とする。

第1067条 物の所有者その他の者との債権関係に基づいて当該物の産物その他の構成部分を取得する権利を有する者は、これらの占有を取得した時に、所有者となる。

第1068条 前条の規定は、産物その他の構成部分を取得する権利を債権関係に基づいて付与した者が、それを付与する権利を有しなかった場合において、占有を取得した時に第三者が善意であり、かつそれを付与した者が物の占有者であったときも、これを適用する。

（集積）

第1069条 河川から少しずつ河川の岸にある土地に微量に追加された土地は、当該河川の岸にある土地の所有者に帰属する。

（河川の岸の部分の分離）

第1070条 河川の水流によってある土地の部分が急に分離し、同じ河川の岸また

は他の河川の岸にある土地に附合した場合において、所有者が分離した部分の占有を1年以内に取り戻し、または当該部分について訴えを提起したときは、当該部分の所有権は、消滅しない。

（河川の島）

第1071条 航行することができない河川に現れた島の所有権は、河川の岸にある土地の所有者に帰属する。河川の各岸の所有者は、河川の中央を縦に走る線と、各土地の両端から当該線に直角に伸びる線とで区切られた部分を所有する。

（放棄された水路）

第1072条 航行することができない河川の放棄された水路の所有権は、河川の岸にある土地の所有者に帰属する。前条の規定は、この場合において準用する。

新たな水路の所有者は、1年以内に、従前の水路に水流を回復させる権利を有する。

第1073条 河川の流れが河川の岸にある土地またはその一部を囲んだときは、当該土地または土地の一部の所有権は、消滅しない。

（土地の満水）

第1074条 土地が雨水または河川の急な氾濫によって一時的に満水したときは、当該土地の所有権は、消滅しない。

（無主物の取得）

第1075条 無主物を占有し始めた者は、その所有者となる。

第1076条 動産は、その所有者が所有権を放棄する目的でその占有を放棄したときは、無主物となる。

（野生の動物および飼いなされた動物）

第1077条 野生の動物は、自然の中で自由であるときは、無主物とする。囲った場所にいる野生の動物および養殖所その他囲った私有の水の中にいる魚は、野生

とならない。捕まえた野生の動物は、自由を取り戻し、かつその所有者が遅滞なくそれを追跡するための措置を講じなかったときは、無主物となる。飼ひならした動物は、それを飼った場所に戻る習慣を失ったときは、無主物となる。

(蜂の群れ)

第1078条 巣を離れた蜂の群れは、その所有者がそれを遅滞なく追跡するための措置を講じなかったときは、無主物となる。

第1079条 蜂の群れの所有者は、当該群れを、他人の不動産の中においても、たとえ他人の空の巣箱に入った場合であっても追跡し、捕まえる権利を有する。ただし、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。

第1080条 複数の所有者の蜂の群れが巣を離れて混ざり合ったときは、自己の群れを追跡した各所有者は、捕まえた統一した群れの共有者となる。各共有者の持分は、追跡した群れの数によって定める。

(遺失物の拾得)

第1081条 遺失物を発見した者は、遺失した者または所有者その他の権利者に遅滞なくその旨を通知しなければならない。当該通知をすることが困難であるときは、警察当局に通知をし、権利者の発見に繋がる自己の知る事情を述べなければならない。拾得をした者は、拾得した物の価値が29セントを超えないときは、通知をする義務を負わない。

第1082条 拾得をした者は、拾得した物を保管かつ保存し、または警察当局にそれを届ける義務を負う。

物が損耗するものであり、またはその保管が過度の費用を必要とするものであるときは、それを警察当局に届け、警察

当局は、それを公の競売によって売却することができる。当該物に価値がないことが明らかであり、またはその処分によって相当の代価を得ることができない可能性があるときは、当局がその判断でこれを処分する。

第1083条 物を拾得した者は、故意または重大な過失についてのみ責任を負う。

第1084条 警察当局は、物を拾得した者にいつでもそれを引き渡すべき旨を請求することができる。物を拾得した者は、任意にまたは当局の請求によって当該物を引き渡した後は、将来の出来事について全ての責任を免れる。

遺失者に物を引き渡した後は、当該物を拾得した者は、全ての権利者に対する全ての責任を免れる。ただし、遺失者が当該物を盗難した者であることを知っていたときは、この限りでない。

(物を拾得した者の費用)

第1085条 物を拾得した者は、物の保管および保存ならびに権利者の検索に必要なとなった、状況に基づいて正当である全ての費用の償還を権利者に請求する権利を有する。

(拾取金)

第1086条 物を拾取した者は、権利者に拾取金を請求することができる。当該拾取金は、引渡しの際における当該物の価値が1ユーロ50セント以下であるときはその1割、1ユーロ50セントを超えて29ユーロ以内であるときはその5分、29ユーロを超えるときはその2分に等しいものとする。

物が権利者のみにとって価値を有するものであるときは、拾得金は、相当の判断でこれを定める。

拾得をした者は、事由なく通知をせず、または請求を受けたにもかかわらず

拾得したことを隠匿したときは、拾得金を請求する権利を有しない。

第1087条 物の返還を請求する所有者に対する占有者の費用の償還に関する請求権についての規定は、費用および拾得金に関する拾得した者の請求権について準用する。

（物を拾得した者による取得）

第1088条 警察当局に通知をした時から1年を経過したときは、物を拾得した者は、当該物の所有権を取得する。ただし、その間に警察当局または物を拾得した者が権利者を知ったときは、この限りでない。第三者の物権は、所有権の取得によって消滅する。

第1089条 前条の1年の期間を経過する前に権利者を知るに至ったときは、物を拾得した者は、前条の1年を経過する前に満了しない期間を定めて、費用および拾得金を請求することができる。

前項の期間を経過したときは、物を拾得した者は、当該物の所有権を取得する。

第1090条 物を拾得した者の権利は、当該物を警察当局に届けたことによって害されない。

当局が競売をしたときは、競売金は物に代位する。

権利者に物または競売金を引き渡すためには、当該物を拾取した者の承諾を得なければならない。

（市または町村による取得）

第1091条 物を拾得した者が、自己の所有物となった当該物を警察当局の定めた期間内に受け取らなかったときは、当該物の所有権は、当該物を発見した場所が属する市または町村がこれを取得する。（建物その他の公の場における物の拾得）

第1092条 人の居住する建物または公の使用に供した場所で物を拾得した者は、当該建物の所有者または当該場所を監督する者にそれを引き渡す義務を負う。この場合においては、物の引渡しを受けた者がそれを拾得したものとみなす。

（埋蔵物の取得）

第1093条 その所有者を確定することができない期間に亘って動産または不動産の中に隠された価値のある動産（埋蔵物）を発見して占有した者は、当該埋蔵物の半分の所有者となる。埋蔵物の他の半分は、当該埋蔵物が隠された物の所有者に帰属する。

第5章 所有権の保護

（所有権回収の訴え）

第1094条 物の所有者は、占有者または所持人に自己の所有権を認め、かつ、当該物を返還することを請求することができる。

第1095条 占有者は、物を占有、または所持する権利を所有者に対して有するときは、当該物の返還を拒絶することができる。

（利益についての責任）

第1096条 占有者は、訴えの送達を受けた後に物から収取した利益を返還する義務を負う。占有者は、訴えの送達を受けた後に、通常の管理によれば収取できたであろう利益を、自己の責めに帰すべき事由によって収取しなかったときは、当該利益についても責任を負う。

（物についての責任）

第1097条 占有者は、訴えの送達を受けた後に、自己の責めに帰すべき事由によ

って物が劣化し、もしくは滅失したときまたはその他の事由によって物を返還することができないときは、所有者の損害を賠償する責任を負う。

(悪意の占有者)

第1098条 物の占有を始めた時に悪意であり、または自己に占有権のないことを後に知ったときは、占有者は、その時から、物および物による利得について、訴えの送達を受けた後の場合と同様の責任を負う。この場合においては、遅滞によるさらなる責任を妨げない。

第1099条 占有者が不法な行為で物を占有するに至ったときは、不法行為の規定に従い所有者の損害を賠償する義務を負う。

(善意の占有者)

第1100条 占有者が善意で物を占有するに至り、かつ、現在もなお善意で占有を継続するときは、訴えの送達を受ける前の間については、当該物の利得の返還、または当該物の劣化、滅失もしくは返還不能による損害の賠償の責任を負わない。

(必要費の請求)

第1101条 善意の占有者は、所有者に対して、物を通常の利用に適する状態に保つために支出した費用（必要費）および物の負担に関して支払った金額を償還することを請求することができる。ただし、物の保存のための通常費用については、当該物の利得を収取したときは、その償還を請求することができない。

第1102条 悪意の占有者および訴えの送達を受けた後の占有者は、事務管理の規定に従ってのみ、必要費および物の負担のために支出した費用の償還を請求することができる。

(有益費)

第1103条 物の価値を増加させる費用（有益費）については、善意の占有者のみが、訴えの送達を受ける前の期間について、当該物を返還する時に価値の増加が存在するときに限り、その償還を請求することができる。

(収去の権利)

第1104条 他の物の構成部分として附合した物については、その占有者は、それを収去する権利を有する。

前項の権利は、次の各号に掲げる場合には、これを排斥する。①通常の保存のための費用である場合において、占有者が利得を収取したために、その償還を請求する権利を有しない場合。②収去が占有者の利益に合致しない場合。③収去の後に構成部分が有したであろう価値の支払を受けた場合。

第1105条 占有者は、その譲渡人が支出した費用については、譲渡人が有するのと同様の償還または収去に係る請求権を有する。

所有者の義務は、所有権を取得する前に支出した費用にも及ぶ。

(留置権)

第1106条 占有者は、償還すべき費用の弁済を受けるまで、物を留置する権利を有する。ただし、故意による不法な行為で物を取得したときは、この限りでない。

(費用の償還請求権の消滅)

第1107条 支出した費用について占有者が有する償還または収去に係る請求権は、動産については物を返還した時から1箇月を、不動産については物を返還した時から6箇月を経過した時に、消滅する。

(所有権保全の訴え)

第1108条 所有権が物の侵奪または留置

以外の方法で侵害されたときは、当該物の所有者は、所有権を侵害した者に対して、その侵害を停止し、将来それを繰り返さないことを請求することができる。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

侵害をした者が権利に基づいて行動したときは、所有者は、前項の権利を有しない。

（他人の不動産に添付した動産）

第1109条 他人の不動産に添付した動産の所有者は、不動産の占有者に対して、当該動産の検索および取戻しを許可することを請求することができる。ただし、当該検索によって占有者が受けた損害を賠償する義務を負う。

（所有権の推定）

第1110条 物を占有する者は、当該物の所有者であるものと推定する。盗難または遺失によって物を失った従前の所有者に対しては、この推定をもって対抗する

ことができない。ただし、金銭および無記名債権証券については、従前の所有者に対してもこの推定をもって対抗することができる。

第1111条 動産の従前の占有者は、当該動産を占有した間はその所有者であったものと推定する。

（プブリキアーナ訴権）

第1112条 短期の取得時効の要件を満たして不動産の占有を始めた者は、取得時効の期間が満了する前に占有を失ったときは、合法的証書または架空の証書によらないで当該不動産を占有する者に対して、この場合において準用する所有権回収の訴えについての規定に基づいて物の返還を請求する権利を有する。

前項の不動産の占有者は、物の侵奪または留置以外の方法で侵害を受けたときは、所有者と同様の保護を受ける権利を有する。

第6章 共有

（共有物）

第1113条 物の所有権が複数の者に帰属するときは、共同関係についての規定を適用する。

（共有物たる不動産の負担または利益における地役権）

第1114条 共有物たる不動産に対しては、他の不動産の現時の所有者のために地役権を設立することができる。他の不動産の所有者が地役権の目的となる不動産の共有者である場合、および他の不動産の共有者の一人が地役権の目的となる不動産の所有者である場合においても、同様とする。

（承継人に対抗できる行為）

第1115条 共有する物権については、第791条および第796条の規定は、共有者の合意が公正証書によるものであり、かつ、登記をしたものであるときに限り、適用する。第791条の場合においては、登記は、裁判所の判決についてもこれを要する。

（各共有者と第三者）

第1116条 各共有者は、物の全部について、第三者に対して所有権に基づく請求権を行使する権利を有する。ただし、物の全部の返還を請求するときは、全ての共有者へのその返還を請求しなければならない。

（階の所有の場合における必要的共有）

第1117条 建物の場合においては、階または室の所有者は、他の所有者を含めた共同の使用に供した不動産全体の部分、

とりわけ土地、土台、外壁、屋根および庭について自動的に共有者となる。